

## Topics | トピックス

- ◆ 2024年度における国民年金保険料の前納額について
- ◆ 第12回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 2024年能登半島地震の被災者に対する年金制度の特例措置
- ◆ 日・イタリア社会保障協定が4月1日より発効
- ◆ 日・オーストリア社会保障協定に署名
- ◆ 2023年11月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で81.4%

### ◆2024年度における国民年金保険料の前納額について

厚生労働省は1月19日に2025年度の国民年金保険料額※を公表するとともに、同日、2024年度における国民年金保険料の前納額を公表した（表1）。

前納制度は、国民年金の保険料を一定期間まとめて納めることにより保険料額から一定額が引きさされる仕組みとなっている。口座振替による保険料納付には、前納のほか早割による割引がある。

前納制度を利用するためには、住所地を管轄する年金事務所に申出を行う必要があり、申出書の提出期限は、表1のとおり。また、2024年3月から、国民年金保険料の口座振替・クレジットカードによる前納について、年度の途中からまとめて振替（立替）できるようになる。

※国民年金保険料額は2024年度が16,980円、2025年度が17,510円

<表1> 2024年度における国民年金保険料の前納額

※（ ）内は毎月納める場合より引きさされる額

前納の種類	対象期間	口座振替額	クレジットまたは現金払いの額	申出書の提出期限
6カ月前納	2024年4月～2024年9月分	100,720円 (1,160円/6カ月)	101,050円 (830円/6カ月)	2024年2月29日
	2024年10月～2025年3月分			2024年8月31日
1年前納	2024年4月～2025年3月分	199,490円 (4,270円/1年)	200,140円 (3,620円/1年)	2024年2月29日
2年前納	2024年4月～2026年3月分	397,290円 (16,590円/2年)	398,590円 (15,290円/2年)	2024年2月29日
(早割)	当月分	16,920円 (60円/1カ月)	—	随時

## ◆第12回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、1月31日に第12回社会保障審議会年金部会（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を開催した。「年金財政における経済前提の在り方について（報告）」「次期財政検証のオプション試算について」「これまでの年金部会における議論の振り返り」「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について（報告）」が議事とされた。

### 【年金財政における経済前提の在り方について（報告）】

厚生年金及び国民年金においては、法律の規定により、少なくとも5年に1度の財政検証を行い、財政の現況及び見通しを公表することとなっている。次回の財政検証は2024年までに行うことになっている。

年金部会では、「年金財政における経済前提に関する専門委員会」（以下、専門委員会）による、公的年金の財政検証における経済前提（物価上昇、賃金上昇率、運用利回り）等に関する検討事項をもとに審議を行ってきた。専門委員会による主な議論は次のとおり。

### ●財政検証に用いる経済前提の基本的な考え方について

財政検証においては人口や経済の長期的な前提を設定する必要があるが、長期の予測には限界があり、財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータを一定のシナリオに基づき将来の年金財政へ投影（projection）するものである。そこで、財政検証の結果は幅を持って解釈する必要があり、長期の経済前提を設定するにあたっては、財政検証が概ね100年にわたる超長期の推計であることを踏まえ、足下の一時的な変動にとらわれず超長期の視点に立ち妥当と考えられる範囲において設定する必要がある。

また、国民にわかりやすく伝えるために、設定方法をシンプルにするとともに、設定したシナリオの意味をわかりやすく説明できるよう工夫すべきである。

### ●これまでの財政検証の経済前提について

年金財政には、収入・支出のなかで賃金上昇に連動しない部分が大きな影響を与える。このため、年金財政にとっては、賃金上昇率や運用利回りの名目値ではなく、「（物価上昇率を上回る）実質賃金上昇率」と「（賃金上昇率を上回る）実質的な運用利回り（スプレッド）」が重要である。

この2つの要素について、これまでの長期の経済前提（2019年財政検証の場合）を実績（2001～2021年度平均）と比較すると、実質賃金上昇率（対物価）の前提は実績より高く、実質的な運用利回り（対賃金）の前提は実績より低く設定されていた。一方、実質賃金上昇率の設定の基礎となった全要素生産性（TFP）上昇率や労働生産性上昇率の実績は、概ね前提の範囲内であるものの、前提の範囲のなかでは低めとなっていた（表2）。

実績と前提の乖離については次のようなことが考えられる。

- ① 実質賃金上昇率（対物価）については、労働生産性向上に伴い実質賃金も上昇する仮定を設定していたが、バブル崩壊後、労働生産性は向上する一方で実質賃金上昇率（対物価）は概ね横ばいで推移し、実績が前提を下回る一因となった。
- ② 実質的な運用利回り（対賃金）については、実質賃金上昇率（対物価）の低迷が、実質的な運用利回り（対賃金）の上昇に寄与し、実績が前提を上回る一因となった。
- ③ 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の国内の投資対象となる法人企業において、人件費が横ばいで推移する中、純利益、純資産が増加した。

<表2> 長期の経済前提と実績（2001～2021年度平均）との比較

\*[ ] 内はケースⅢの数値。

	2019年財政検証	実績（2001～2021年度平均）
実質賃金上昇率（対物価）	0.4%～1.6%[1.1%]	▲0.3%
実質的な運用利回り（対賃金）	0.4%～1.7%[1.7%]	3.9%
全要素生産性（TFP）上昇率	0.3%～1.3%[0.9%]	0.7%
労働生産性上昇率	0.5%～2.0%[1.4%]	0.9%

## ●長期の経済前提に用いる経済モデルの建て方

これまでの財政検証において長期の経済前提を設定する際に用いられてきたマクロ経済に関する試算に基づく設定方法は、諸外国における経済前提の設定方法と比べても工夫されたものとなっていることから、今回も基本的には同様の手法を用いる。

### 【次期財政検証のオプション試算について】

次期財政検証においては、①年金部会等で見直しを議論されており、制度改正後の姿を想定した制度の前提を設定して試算することができるもの、また、②年金財政に対して一定程度影響があると見込まれるものについてオプション試算を行う。

## ◆2024年能登半島地震の被災者に対する年金制度の特例措置

日本年金機構は、1月1日に石川県を中心に能登半島一帯に発生した2024年能登半島地震の被災者に対して、年金制度の特例措置を設置した。また、被災者専用ダイヤル（0120-808-678）を設置して、国民年金の保険料納付や免除、手続き、厚生年金保険の保険料納付や手続きに関する相談にあたっている。

### 【国民年金被保険者に対する特例措置】

#### <国民年金保険料の免除>

2024年能登半島地震により被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額が概ね2分の1以上の損害を受けた人などは、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になる。申請には「国民年金保険料 免除・納付猶予申請書」（学生納付特例制度については「国民年金保険料 学生納付特例申請書」）に被災状況届を添付して、市区町村役場または最寄りの年金事務所へ提出する。

#### <国民年金保険料口座振替の停止>

保険料の口座振替を利用している人で、被災により今後の保険料納付が困難な人は、口座振替を停止することができる。その場合、最寄りの年金事務所まで連絡するか、または直接、振替先の金融機関本支店に停止を依頼する。

### 【事業主、船舶所有者に対する特例措置】

#### <厚生年金保険料等の口座振替の停止及び納付の猶予>

保険料の口座振替を利用している事業所や船舶所有者が、被災により保険料を納付することが困難な場合は、口座振替を停止することができる。また、災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、申請により「納付の猶予」を受けることができる場合がある。納付の猶予を受けの際は、「納付の猶予申請書（回目）」に「被災明細書」（法人事業所用または個人事業所用）を添付して管轄の年金事務所に提出する。

#### <厚生年金保険料等の納期限の延長>

2024年能登半島地震による災害に伴い、対象地域に所在地がある事業所と船舶所有者については、1月12日付け厚生労働省告示により、1月1日以降に納期限の到来する厚生年金保険料等の納期限が延長されることとなった。延長後の納期限は未定。口座振替は停止されているが、延長期間において納付を希望する場合は、金融機関の窓口等で納付する。また、2024年1月以降の厚生年金保険料は、延長期間、督促状の送付は行われず、延滞金の対象にならない。

延長期間の終了後も納付が困難な場合は納付の猶予制度を利用する。納付の猶予の申請は「納付の猶予申請書」に「被災明細書」などを添付して管轄の年金事務所に提出する。

納期限が延長されている間は、対象地域に所在地がある事業所、船舶所有者の口座振替を停止する。口座振替の再開を希望する場合は、「災害時口座振替再開申出書」を管轄する年金事務所に提出する。

**【年金受給権者に対する特例措置】**

<年金の振込先の金融機関の預金通帳、印鑑、キャッシュカード等を亡失した人の年金の受取り>  
運転免許証など本人確認できるものを持参のうえ、その金融機関に現金引き出しの方法を相談する。

<ゆうちょ銀行の店舗または郵便局窓口での年金の受取り>  
2024年3月18日までの間、次の特例的な措置を受けることができる。

**◎国民年金・厚生年金送金通知書を亡失した場合**

再発行しなくても、運転免許証など本人確認ができるものを提示することで、最寄りのゆうちょ銀行の店舗または郵便局窓口で年金を受け取ることができる。

**◎国民年金・厚生年金送金通知書に記載されたゆうちょ銀行の店舗または郵便局窓口での受取りが困難な場合**

指定された機関でなくても、最寄りのゆうちょ銀行の店舗または郵便局窓口で年金を受け取ることができる。

**<国民年金・厚生年金保険の現況届、生計維持確認届、障害状態確認届の提出期限の延長>**

誕生日が1月1日から5月31日までの間にある年金受給権者で、2024年1月1日において災害救助法の適用地域に住所する人は、現況届、生計維持確認届、障害状態確認届の提出期限が2024年6月30日まで延長される。

**【20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金等の所得制限による支給停止の解除】**

20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金、老齢福祉年金、特別障害給付金の受給権者等で、所得があるために年金・給付金の一部または全部が支給停止されている人が、住宅、家財またはその他の財産について概ね2分の1以上の損害を受けた場合は、本人からの申請に基づき、損害を受けた月から支給停止を解除し、20歳前障害基礎年金の受給権者及び特別障害給付金の受給資格者は2025年9月分まで、老齢福祉年金の受給権者は2025年7月分まで支給停止を行なわない。

**◆日・イタリア社会保障協定が4月1日より発効**

1月12日、東京において「社会保障に関する日本国イタリア共和国との間の協定」（日・イタリア社会保障協定、2009年2月6日署名）の効力発生のための外交上の公文の交換が行われた。

本協定は国会の承認を経て2024年4月1日より発効することとなる。発効後は派遣期間が5年以内の一時派遣被用者等は原則、派遣元国の公的年金制度と雇用保険制度にのみ加入することとなり、社会保険料の二重払いの問題が避けられることになる。企業及び駐在員等の負担が軽減され、日・イタリア両国間の人的・経済的交流が一層促進されることが期待される。

現在イタリアには11,856人の在留邦人がおり※、この協定が発効すると日本にとって23番目の社会保障協定となる。

※外務省「海外在留邦人数調査統計」（2023年10月1日現在）より

**◆日・オーストリア社会保障協定に署名**

1月19日、東京において「社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定」（日・オーストリア社会保障協定）の署名が、上川陽子外務大臣とエリザベート・ベルタニョーリ駐日オーストリア共和国特命全権大使（H.E. Dr. Elisabeth Bertagnoli, Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of the Republic of Austria to Japan）との間で行われた。

発効後はすれば、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者等は原則、派遣元国の公的年金制度と雇用保険制度にのみ加入することとなり、社会保険料の二重払いの問題が避けられることになる。

現在オーストリアには3,247人の在留邦人がいる※。今後は国会の承認を得てこの協定を締結することとなる。

※外務省「海外在留邦人数調査統計」（2023年10月1日現在）より

## ◆ 2023年11月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で81.4%

厚生労働省は1月26日、2023年11月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2020年11月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比1.0ポイント増の81.4%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は786万月で、納付月数は640万月。

【2021年11月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.2ポイント増の82.9%であった。納付対象月数は770万月で、納付月数は638万月。

【2022年11月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は80.8%であった。納付対象月数は766万月で、納付月数は619万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は91.3%となった。